

議第 8 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称

三島市民文化会館

2 指定管理者となる団体

株式会社 S B S プロモーション・株式会社エスピーエスたくみ・株式会社 N T T ファシリティーズ東海支店

3 指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日提出

三島市長 豊岡 武士